

函館市借上市営住宅制度運営委員会設置要領

(設置)

第1条 函館市借上市営住宅制度実施要綱第23条第1項の規定に基づき、函館市借上市営住宅制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、委員長は都市建設部担当助役、副委員長は都市建設部長があたる。

都市建設部担当助役

企画部長

財務部長

都市建設部長

(委員長および副委員長)

第3条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成11年7月13日から施行する。

